

知的財産権保護貫徹行動計画 (2018-2020 年)

(確定版)

2018 年 1 月

目次

I、はじめに.....	2
II、現状分析.....	2
III、展望と目標.....	4
IV、実施要領及び具体的措置.....	5
V、執行、予算、実施期間	22
VI、進捗状況の追跡.....	22
VII、添付	23

I、はじめに

現在政府は、「アジアのシリコンバレー、スマート機器、グリーンエネルギー、バイオ医療、国防」に新農業と循環型経済を加えた「5+2」産業イノベーション計画を推進し、また、「デジタル国家・イノベーション経済」等の生活産業を発展させたデジタル国家を打ち出している。産業のレベルアップを主軸とした政策で支持し、世界各国のイノベーションによりスマート資産価値を創出している趨勢を前に、知的財産権の保護を絶えず強化していくことこそが、イノベーションの研究開発を奨励し、産業のレベルアップと市場の公正競争を促進していくことができるものである。産業界により良い知的財産権保護環境を提供することで、さらに多くの投資をイノベーションベンチャーに呼び込み、経済成長にエネルギーを注入し国家競争力を高めていく。

II、現状分析

1. グローバル産業の発展動向

第4次産業革命の潮流の下、産業界は例えばブロックチェーン、フィンテック、バーチャルリアリティ（VR）、拡張現実（AR）、無人航空機、無人自動車等のようなデジタル、インターネット及びクリック・アンド・モルタル（B&M）における可能なアプリケーションを大きく発展させており、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）等の分野横断型の応用に向かいつつある。著作権を基礎とした「コンテンツ産業」は、カルチャークリエイティブと観光産業の発展を大きく後押ししており、さらにSNS及び電子ビジネスは各種商業モデルのより重要な後ろ盾となっている。

デジタル技術、インターネット及びSNSの急速な発展に対応し、研究開発の成果と応用があるべき保護を受けることができるよう、公正競争を促進し、産業発展に寄与するため、専利、営業秘密、著作権及び商標等の知的財産権の保護の重要性はさらに顕著である。

2. 台湾の政策に合わせた発展動向

行政院が全力で取り組んでいる「5+2」産業イノベーション計画は、産業イノベーションを推進し、産業のレベルアップに協力するため、また、「産業イノベーション条例」規定も改正し、今後、国営事業は一定の比率の総支出予算を編成してイノベーション又は研究開発を進めていかなければならない。各機関及び所属国営事業がイノベーション又は研究開発を進める際、企業のイノベーション研究開発力を高めることができるよう、知的財産権のポートフォリオ分析を確実に行うべきである。また、台湾の中小企業は140万社あまりで、台湾の産業構造の98%を占め、880万余りの就業機会を創出しており、経済発展推進の主体である。政府は近年「スマート化による中小企業のレベルアップ促進」に尽力しており、その少ない従業員数、少ない資金、高いイノベーション力という特徴について、中小企業の成長に寄与する知的財産権保護環境を作り出すことが重要である。

政府が推進している新南向政策にあわせ、異なる海外市場において、企業が直面する異なる知的財産権保護の議題に協力する必要がある。2016年の台湾の五大貿易パートナーである中国（香港を含む）、アセアン、米国、日本、欧州連合の台湾の貿易総額に占める割合は80%近くである。これらは台湾の経済貿易関係が密接な地域と国家であり、企業の重要な海外市場でもある。しかしながら、海賊版、知的財産訴訟は増加の趨勢にあり、営業秘密の有効な保護が企業のより注視する議題となっていることから、台湾企業の海外での知的財産保護メカニズムの強化が必要となっている。

知的財産保護の法執行の実務経験において、商標及び著作権に関する侵害案件はすでに実体店舗からネット販売に転換しており、電子商取引ネット販売又はSNSを通じて大幅に増加し、小包郵送で迅速に流通している。また、企業の営業秘密侵害事件は、近年絶えず増加しており、すでに台湾企業の発展に嚴重な損害を与えており、全国工業総会は2017年の白書でも営業秘密の保護強化の必要性を提出した。前述した現状分析に基づき、知的財産権の各制度及び具体的措置を積極的に強化するため、「知的財産権保護貫徹行動計画」（2018年～2020年）を起草し、積極的に模倣品・海賊版を撲滅し、より良い知的財産権保護環境を作り出すことができるよう、随時フィードバック、検討を行う方

法で、産業界のニーズを取り入れた。

Ⅲ、展望と目標

一、 展望：イノベーションにより金を創出し、権利者、利用者、民衆の3者が満足する知的財産権保護環境を構築する。

二、 目標：

- (1) 企業の研究開発イノベーション力の向上
- (2) 国内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立
- (3) 有効的な模倣品・海賊版の取り締り、及び営業秘密保護体制の強化
- (4) 水際措置の実施
- (5) インターネット著作権に対する保護と合法的な利用メカニズムの整備
- (6) 学校での知的財産権保護の実施
- (7) 法務担当職員の専門知識の向上
- (8) 知的財産権の教育・宣伝の強化
- (9) 国際交流提携と海外での知的財産権保護の強化

IV、実施要領及び具体的措置

一、 企業の研究開発イノベーション力の向上

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一)企業・国営事業の研究開発イノベーション力を向上させる。	1.企業にカスタマイズ化した専利力付加価値措置を提供し、企業の研究開発の実力を向上させる。	経済部（工業局、中小企業処、智慧財産局）		通常業務
	2.国営事業に産業イノベーション政策に対応した指導及び協力を行い、研究開発及び知的財産権管理体制を強化する。	経済部（工業局、国営会、智慧財産局）		通常業務
	3.中小企業にイノベーションに関する知的財産権専門の協力を提供する。	経済部（中小企業処、智慧財産局）	文化部	通常業務
(二) 企業にグローバルポートフォリオの動向を提供する。	1.企業が速やかに世界の専利趨勢を掌握できるよう「専利ビッグデータ知識ナビ計画」を実施する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
	2.フィンテック、テレマテイクス、癌に関する特許及び産業の発展に関する先端技術等の技術発展動向を研究分析し、参考のため企業に提供する。	経済部（智慧財産局、技術処、工業局）		通常業務

2、 国内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一)海外の知的財産権戦略と制度を参考にする。	1.知的財産権等に関する国際公約、協定、及びその発展の傾向について研究し、情報を収集する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
	2. 国外のインターネットによる権利侵害摘発事例を収集し研究する。 （例：域外インターネットによる権利侵害問題）	経済部（智慧財産局）		通常業務
	3.ブロックチェーン技術の著作権保護における応用進展を研究分析する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
	4.専利商標の行政訴訟制度の改善整備。	経済部（智慧財産局）	経済部（訴訟願会）	通常業務
	5.海外における専利権侵害訴訟の保険制度を研究分析する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
(二)知的財産権に関する法令を適宜制定（改正）する。	1. デジタル・コンバージェンスという科学技術の発展に対応し、著作権法及び関連法令を改正する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
	2. 捜査段階における営業秘密保持命令のニーズに対応し、営業秘密法を改正する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
	3.商標法制度の構造の整備と商標実務のニーズに応え、商標法及びその関連法令を改正す	経済部（智慧財産局）		通常業務

	る。			
	4.著作権集中管理団体の自治機能と主務官庁の監督指導職権の強化のため、著作権集管条例を改正する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
	5.その他の産業発展、国際調整に合わせ台湾の知的財産権関連法規を新設・改正する。	経済部（智慧財産局）		通常業務
(三) 原住民族の伝統的知的財産権保護制度を推進、実施する。	1.原住民族、部落が原住民族の伝統的知的創作専用権を速やかに取得できるよう協力、指導する。	原住民族委員会	経済部（智慧財産局）	通常業務
	2.「原住民族の伝統的知的創作保護条例」の関連法規の実行可能性とオペレーション性を全般的にレビューし、実行が難しい箇所については解決方案を検討し、法改正の方向で検討をすすめる。	原住民族委員会	経済部（智慧財産局）	通常業務

3. 有効的な模倣品・海賊版の取締り、及び営業秘密保護体制の強化

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一) 検察署、警察署、調査局、税関等の組織は引き続き模倣品・海賊版及び営業秘密侵害案件の取締りを行う。	1.法務部の監督・指導下にある台湾高等裁判所検察署は「知的財産権保護のための取締りプロジェクト報告会」を定期的を開催し、検察署、警察署、調査局等の組織を指揮し、模倣品取締りを強化する。	法務部	調査局、内政部（警政署）、經濟部（智慧財産局）、財政部（関務署）	通常業務
	2.警政署は「内政部警政署による経済的犯罪案件取締実施計画」を実施し、取締りプロジェクトの執行を強化する。	内政部（警政署）		通常業務
	3.学校以外における教科書の違法コピーについて不定期に取り締まる。	法務部	内政部（警政署）	通常業務
	4.電子商取引、SNS等のインターネットによる知的財産権侵害事件の取締りを強化する。	内政部（警政署）	經濟部（智慧財産局）	通常業務
(二) 営業秘密の保護を強化する。	1.企業の営業秘密の合理的な秘密保持措置と内部管理メカニズムを啓蒙・推進する。	經濟部(工業局、智慧財産局)		通常業務
	2.営業秘密の法務担当者と企業とが意思疎通できる座談会を開催する。	法務部(調査局)、經濟部(智慧財産局)		通常業務

		局)		
	3.営業秘密侵害案件の捜査成果を四半期ごとに公表する。	法務部 内政部 (警政署)		通常業務
(三) 光ディスク工場の検査を引き続き実施し、光ディスクの違法コピーを防ぐ。	経済部の光ディスク合同調査チームと担当の警察官は、工場での光ディスク製造に違法がないか検査を強化し、光ディスクの違法なコピーを阻止する。	経済部 (光ディスク合同調査チーム)	内政部 (警政署)	通常業務

4. 水際措置の実施

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一) 水際での取締りを確実に実施し、知的財産権の水際保護を強化する。	1.商標権、著作権及び専利権物品の水際での管理業務の強化。	財政部（関務署）	経済部（国際貿易局、智慧財産局）	通常業務
	2.光ディスク製造機具及び光ディスクの輸出入に関する水際での検査の強化。	財政部（関務署）	経済部（光ディスク合同調査チーム、国際貿易局、智慧財産局）	通常業務
	3. 税関による権利侵害情報及び貨物サンプルの貸し出し等の商標権保護措置の実施状況の提供。	財政部（関務署）	経済部（智慧財産局）	通常業務
	4.税関が受理した商標権及び著作権の通報/提示保護の案件の実施状況。	財政部（関務署）		通常業務
	5.国際宅配便又は郵送の方法による知的財産権侵害案件の輸出入案件の取締強化。	財政部（関務署）	内政部（警察署）	通常業務
(二) 取締業務の手の透明化を確保し、一般市民に対する宣伝を強化する。	1.ウェブサイトでの水際取締りの作業手続、罰則及び重要な摘発事例を公告する。	財政部（関務署）	経済部（智慧財産局）	通常業務
	2.権利者や輸出入業者、関連業者に対する宣伝活動を強化する。	財政部（関務署）	経済部（智慧財産局）	通常業務
(三) 国際情報交換と協力	各国の税関との模倣品情報の通報及び交流を強化	財政部（関務署）		通常業務

を強化する。	し、模倣品・海賊版製品の違法貿易行為を効果的に阻止する。			
--------	------------------------------	--	--	--

五、インターネット著作権に対する保護と合法的な利用メカニズムの整備

実施要領	具体的措置	主催省庁(組織)	共催省庁	実施時期
<p>(一) ネット上の著作権保護措置を整える。</p>	<p>1. 著作権者と広告産業が協力して『権利侵害サイトへの広告掲載を避けてその資金源を断ち、域外ネットの権利侵害を撲滅する』についての具体的措置について合意に達することができるよう協力する。</p>	<p>経済部(智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>
	<p>2. 各国がどのようにして「国内の接続サービス・プロバイダーが重大な著作権侵害に関与する国外のウェブサイトを『封鎖』しているか」その具体的措置を研究する。</p>	<p>経済部(智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>
<p>(二) 著作利用の権利許諾メカニズムの確立を指導する。</p>	<p>1. 集中管理団体及び民間業者による著作利用のための権利許諾を指導する。</p>	<p>経済部(智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>
	<p>2. 各種異なる種類の著作物について、利用者が関連の許諾情報を検索できるよう協力する。</p>	<p>経済部(智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>

実施要領	具体的措置	主催省庁(組織)	共催省庁	実施時期
<p>(三)政府機関(機構)、学校、及び政府の助成金や補助金を受けている組織が全面的に合法ソフトウェアを使用するよう指導する。</p>	<p>1、中央政府及び地方政府機関、学校、公営事業は、合法的なソフトウェアを購入するための予算を計上し、且つ専門の部署又は職員を指定し、使用するソフトウェアの合法性を定期的にチェックしなければならない。</p>	<p>国家發展委員会、行政院資通安全事務室、行政院主計総処、經濟部(智慧財産局)</p>	<p>台北市政府、新北市政府、桃園市政府、台中市政府、台南市政府、高雄市政府</p>	<p>通常業務</p>
	<p>2、各政府機関又は公営事業で、政府からの助成金が50%以上である団体、又は補助経費を受けている法人は、合法ソフトウェア使用の管理メカニズムを構築し、合法ソフトウェアを使用しているかどうかを、政府による助成金(補助金)を受けるための審査条件としなければならない。</p>	<p>行政院主計総処、經濟部(智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>

六、学校での知的財産権の保護活動の実施

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一) 小・中・高校の知的財産権課程の教材を編纂し、学生に正確な知的財産権使用の概念を教え、指導する。	1. 知的財産権の基本知識の教育を広め、研究・開発の管理人材を育成する体制を学校に確立し、台湾の今後の経済の基礎固めとする。	教育部	經濟部（智慧財産局）	通常業務
	2. コンピュータを使った知的財産権保護の授業を開き、デジタル情報学習を強化し、学生に知的財産権に関する知識と保護の観念を植え付ける。	教育部	經濟部（智慧財産局）	通常業務
(二) キャンパスにおけるインターネット管理を強化する。	1. キャンパスにおけるインターネットによる権利侵害を効果的に阻止するため、権利侵害疑惑に関する通報システムを強化する。	教育部	經濟部（智慧財産局）	通常業務
	2. 高等教育機関（大学・専科学校・大学院）に対し、インターネットのトラフィック量分析を行い、異常行為について補導を行うよう要求する。	教育部		通常業務
	3. キャンパスのインターネット管理システムについての評価制度と関連の奨励規定を制定し、これを学校の評定項目に加え、その効果を上げる。	教育部		通常業務

(三) キャンパス内で合法的に権利を許諾されていない教学資料の使用を阻止する。	1. 大学、専科学校、学院等での教育、宣伝を強化し、学生が合法的に教学資料を使用するよう奨励し、教学資料の中古市場や流通ルートの確立を支援する。そして書籍及び教材の違法コピー、ダウンロード、アップロードをせず、違法サイトの拒絶を呼びかける。	教育部	經濟部（智慧財産局）	通常業務
	2. 各大学、専科学校、学院に対し、教師が教学過程においてどのようにすれば他人の著作の合法的使用になるのかを理解してもらうよう協力する。	教育部	經濟部（智慧財産局）	通常業務
(四) 引き続きキャンパス内での知的財産権保護を推進する。	1. 各省庁を跨いだ「キャンパスにおける知的財産権保護」諮問チームの業務を継続する。	教育部		通常業務
	2. 「キャンパスにおける知的財産権保護行動方案」の執行を強化し、随時見直しを行う。	教育部		通常業務

七、法務担当職員の専門知識の向上

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一) 法務担当職員に対する教育・訓練を強化する。	1. 検察官、検察事務官等の職員に対し、知的財産権の専門訓練を実施する。	法務部	経済部（智慧財産局）	通常業務
	2. 警察機関、調査局の職員に対し知的財産権の専門訓練を実施する。	経済部（智慧財産局）、内政部（警政署）、法務部（調査局）		通常業務
(二) 税関職員に対する知的財産権講習を開く。	財政部関務署は、法規及び関連業務について、各関税局において税関職員のための真贋鑑定講習会を開く。	財政部（関務署）	経済部（智慧財産局）	通常業務
(三) 法執行機関と権利者団体との情報交換を行う。	内政部及び財政部の各法執行機関は権利者及び権利者団体との情報交換を強化する。	内政部（警政署）、財政部（関務署）		通常業務

八、知的財産権の教育・宣伝の強化

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一) 知的財産権の宣伝・指導を強化し、各界に知的財産権に関する正確な認識を深めてもらう。	1. 各機関や学校、会社、団体からの応募を受け付け、「知的財産権サービスチーム」による専門講義を派遣し、知的財産権保護に関する授業を行い、双方向の交流で知的財産権の知識を増進させる。	経済部（智慧財産局）		通常業務
	2. 政府機関、学校、営業場所及び著作を利用する産業及び一般大衆を対象に、関連法令に関する説明会やイベントを行う。	経済部（智慧財産局）		通常業務
(二) メディアを活用した宣伝・指導を強化し、国民に知的財産権の尊重と、権利使用に金銭を支払う観念や知識を持たせる。	各メディア（例：インターネット、テレビ、ラジオ、新聞・雑誌等）又はパイプライン（SNS、テレビモニター、デジタル看板、広告用ライトボックス等）を利用して、知的財産権の保護を宣伝・指導し、国民の知的財産権保護の観念を強化する。	経済部（智慧財産局）		通常業務

<p>(三) 各機関及び企業に合法ソフトウェアの使用を重視してもらうため、内部管理システムを確立するよう促す。</p>	<p>政府機関(公営事業を含む)、製造業、サービス業等の工商企業に対し、知的財産権に関連する座談会又は啓蒙説明会を開催し、ソフトウェアの合法的な使用を重視してもらうよう促し、内部に管理システムを確立させる。</p>	<p>經濟部 (智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>
<p>(四) 知的財産権の法執行の成果を有効的に宣伝・指導する。</p>	<p>1、經濟部が各機関の取締りに関する統計と取締りの成果を集計し、知的財産権保護のためのニュースレター、季刊、年報(光ディスクを含む)を編纂し、関連機関や台湾の在外公館に提供し、これらが台湾の知的財産権保護への取り組みについて、海外の政府や団体に説明できるようにする。</p>	<p>經濟部 (智慧財産局)</p>	<p>外交部、文化部</p>	<p>通常業務</p>
	<p>2、各国の政府筋、組織、代表、権利者団体又は学者専門家を台湾で開催する知的財産権シンポジウム等の知財活動に招聘する。また適宜ニュースレターを発行し、対外への宣伝を強化する。</p>	<p>經濟部 (智慧財産局、国際貿易局)</p>		<p>通常業務</p>

九、国際交流提携と海外での知的財産権保護の強化

実施要領	具体的措置	主催省庁	共催省庁	実施時期
(一) 積極的に知的財産国際組織の活動に参加し、知的財産権に関連する議題への協力と提案を促進する。	1. APEC 知的財産権専門家チーム (IPEG)、世界貿易機関 (WTO)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及びその他の国際組織又は各国の知的財産権に関する国際交流や協力活動に積極的に参加し、各国の知的財産権に関する専門家と担当機関との提携を促進し、法執行の経験を交換する。	経済部 (智慧財産局)	外交部、内政部 (警政署)、法務部、文化部、財政部 (関務署)	通常業務
	2. 台米知的財産権法執行協力覚書を執行し、台米双方の法執行の経験、技術、情報共有の提携を強化し、執行成果を定期的に検査する。	法務部 (高検署知的財産分署、検察司)、内政部 (警政署)、財政部 (関務署)、經濟部 (智慧財産局)		通常業務
	3. 国外の知的財産権保護の機関又は団体を訪問し、台湾の業務執行の参考とする。	經濟部 (智慧財産局、国際貿易局)	内政部 (警政署)、法務部、財政部 (関務署)、文化部	通常業務

<p>(二) 各国の知的財産権主務官庁との協力を強化する。</p>	<p>特許審査ハイウェイ (PPH)、特許の優先権証明書類の電子的交換 (PDX) 及び生物材料寄託制度等の提携について開拓し発展させる。</p>	<p>經濟部 (智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>
<p>(三) 企業に海外での知的財産権保護関連の情報及びサービスを提供する。</p>	<p>1.台湾企業に海外の知的財産権訴訟のコンサルティングサービスと協力を提供する。</p>	<p>經濟部 (国際貿易局、技術処、中小企業処)</p>		<p>通常業務</p>
	<p>2.台湾人が海外の展覧会に参加する際、知的財産権に関する議題 (問題解決) に__協力をする。</p>	<p>經濟部 (国際貿易局、智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>
	<p>3.「東南アジア国家の知的財産権益保護専門コーナー」を維持・運営し、並びに随時関連情報を更新する。</p>	<p>經濟部 (国際貿易局、智慧財産局)</p>		<p>通常業務</p>
	<p>4.海外駐在機関は随時、駐在国の最新の知的財産権情報を収集する。</p>	<p>經濟部 (国際貿易局)</p>		<p>通常業務</p>
<p>(四) 兩岸の知的財産権保護協力を強化し、共同で模倣品・海賊版を撲滅する。</p>	<p>1.兩岸の専利、商標、著作権、品種権の業務交流について協力を強化し、業務会議を開く。</p>	<p>經濟部 (智慧財産局)、行政院農業委員会</p>	<p>行政院大陸委員会</p>	<p>1 回/年</p>
	<p>2.兩岸の知的財産権に関連する団体交流へ協力する。</p>	<p>經濟部 (智慧財産局)</p>	<p>行政院大陸委員会</p>	<p>通常業務</p>

	<p>3.海峡兩岸知的財産権保護協力協定の協力処理メカニズムを積極的に実施し、兩岸が共同で模倣品・海賊版の撲滅を強化し、知的財産権保護について適切に処理をする。</p>	<p>經濟部（智慧財産局）、行政院農業委員會</p>		<p>通常業務</p>
--	--	----------------------------	--	-------------

V、執行、予算、実施期間

- 一、本計画の主催・共催省庁(組織)は、本来の権限と職責により、本計画の内容を確実に実行する。
- 二、本計画は行政院が実施を策定した後、經濟部が招集して「知的財産権保護調整報告会」を開催し、定期的に関連事項について調整・評価及び意思疎通を行うものとする。
- 三、本計画に必要な予算は、担当の省庁(組織)がそれぞれの必要に応じて編さんするものとする。
- 四、本計画の実施期間は **2018年1月1日から2020年12月31日まで**とし、期限満了前に計画の検討・評価を行わなければならない。また、実際の執行状況に応じて、本計画の各項目の実施要領及び具体的措置について、随時、流動的な検討及び調整を行なうことができる。

VI、進捗状況の追跡

- 一、本計画は經濟部が四半期ごとに各機関の進捗状況及び成果をまとめる。各機関(組織)は、当該四半期終了の翌月15日までに、前四半期における計画の進捗状況と追跡表(添付参照)に記載し、智慧財産局がこれを取りまとめ、經濟部に報告する。
- 二、本計画については、半年ごとに「知的財産権保護調整報告会」を開催し、各機関(組織)における執行の成果と実績について検討することとする。また、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
- 三、本計画の進捗状況、成果報告等の関連資料は、智慧財産局が取りまとめて經濟部に送ったあと、智慧財産局のウェブサイトに掲載する。

VII、添付

「知的財産権保護貫徹行動計画」： 年度 月から 月までの各省庁における進捗状況
追跡表

戦略	実施要項	具体的措置	進捗成果	主催(共催)省庁	完成時期	備考